

平成30年度 事業計画

『つながりで 地域の暮らしを支えきる』

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

事業推進方針（平成30年度～平成34年度）

【基本方針】 『つながりで地域の暮らしを支えきる』

米原市社会福祉協議会は、市内のすべての人が地域社会の一員として安心して自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、以下の推進方針を定める。

【推進方針】

（1）つながりを広げ深めるネットワーク活動の強化

地域住民や専門機関、福祉以外の分野の活動者が、生活課題の解決に向けて協働し支え合う関係づくりを進めるためのつながる場づくり、つなげる取り組みを進めます。

（重点項目）

- 自治会を超えたつながりによる住民主体の地域福祉活動の推進
- 社会福祉法人や事業者、福祉分野を超えた活動者等との生活課題の共有と解決に向けた取り組み
- 事業やサービス等を担う専門職の支援と地域住民の支え合い活動等をつなげて支える地域生活支援ネットワーク活動の充実

（2）充足されないニーズ、制度の狭間にあるニーズに対する事業やサービスの実施

既存のサービスや実践にとらわれず、一人ひとりの自分らしい生活の実現に向けて、先駆的・開拓的な支援やサービスを提供します。

（重点項目）

- 障がい福祉サービスをはじめとした、充足されないニーズへの事業・サービスの実施
- 介護保険事業を中心とした、収益を確保するための戦略的な事業展開
- 収益の計画的運用に基づく先駆的サービスや事業開発

（3）人材育成と魅力ある職場づくり

求められる事業・サービスを進めるため、人材を確保し、高い専門性と高潔な倫理を保持した人材を育成するとともに、働きがいのある職場づくりを進めます。

（重点項目）

- 職員の育成プログラムの充実
- 職員の適正な評価・処遇制度の確立
- 柔軟な働き方の実現と雇用体系の見直し

1. 第2次まいばら福祉のまちづくり計画の策定

多様化する福祉課題の解決に向けて、米原市に関わる全ての主体が一体となって支え合い、安心して元気に暮らしていくための指針となる第2次米原市地域福祉計画・第3次米原市地域福祉活動計画を策定します。（策定期間：平成29年度・30年度）

2. 地域をつなぐ活動

(1) ニーズ・社会資源の把握と分析

小地域福祉活動やボランティア活動の支援、相談事業や福祉サービス等を実施する中で、地域の課題や暮らしの困りごと、地域の社会資源の把握を行うとともに、必要に応じ調査を行います。

また、分析・整理した暮らしの困りごとや把握した地域の社会資源を地域カルテにまとめ、自治会や関係機関、活動者等と共有できる仕組みをつくりまします。

事業名	内 容	備 考
地域カルテの作成	○各種会議等におけるニーズ、社会資源の把握 ・住民参加の協議や情報交換の場での把握 ○訪問・地域行事への参加等によるニーズ、社会資源の把握 ○本会内部情報の集約（CSW・包括的支援体制構築担当・各事業所の連携・共同での作成） ○地域・事業者等との情報共有方法の確立	

(2) 相談支援

支援を必要とする人からの暮らしの困りごとに対応します。また、制度の間で暮らしづらさを抱える人への寄り添い型の相談支援活動をすすめるとともに、地域やボランティア、サービス事業者などの福祉活動者への相談支援を行い、関係者の連携を進めます。

また、単独の相談機関では対応しづらい福祉ニーズに対して、多機関多分野の相談機関が連携し、相談支援できる体制を構築します。

事業名	内 容	備 考
相談支援窓口	○コミュニティソーシャルワーカーの配置 ○専門窓口（顧問弁護士）の設置と活用	

事業名	内 容	備 考
包括的支援体制 構築事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○相談機関連絡会議の開催 ○事例検討会(学習会)の開催 ○複合的な課題を抱えたケースへの相談支援(ケース会議) ○地域カルテの作成 	

(3) 広報・情報発信

小地域福祉活動やボランティア活動、市内の福祉事業者の取り組みなど、市内の様々な福祉活動についての情報を多様なメディアを通じて市民に届け、福祉理解や福祉活動への参加意識を高めます。

事業名	内 容	備 考
広報・情報 発信活動	<ul style="list-style-type: none"> ○社協広報誌「てとて」の発行（年4回） 市内福祉活動情報誌として発行 ○ホームページやフェイスブックをはじめとしたSNSの充実、多様なメディアの積極的な活用 ○社会福祉大会や福祉懇談会、各種講座での情報発信 	

(4) 福祉活動団体支援

地域福祉団体が主体的に活動を進めることができるよう、情報交換や連携連絡の場を設けるとともに、様々な活動の場面で協働して地域福祉活動に取り組めるよう支援します。

事業名	内 容	備 考
福祉活動団体 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会議の開催（情報交換、協働した取り組みの検討等） ○団体活動推進に係る研修会の開催 ○団体活動についての相談支援 ○団体活動計画の策定支援 ○補助金の交付による活動支援 ○単位民児協事務局の運営と委員活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・定例会の開催 ・委員研修の企画と実施 ・委員活動に対する支援（個別ケースへの対応、情報提供等） ・関係機関との連絡調整 ・単位民児協同士の意見交換等の企画提案 	(年1回)

(5) 当事者団体活動支援

地域や行政等とのつなぎや地域活動への参画を支援し、当事者に対する理解を深めるとともに、新たな支え合い活動や福祉サービスの開発につなげます。

事業名	内 容	備 考
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会・懇談会の開催（情報交換、ニーズ把握等） ○地域福祉活動への参画に係る福祉学習会の開催 ○団体活動についての相談支援 ○団体活動計画の策定支援 ○新規事業立ち上げの働きかけ （当事者による対外的な情報発信・周知啓発活動等） ○新たな支え合い活動や福祉サービス開発のための協議の場への参画呼びかけ（福祉避難所の運営等） ○補助金の交付による活動支援 	（年1回）

(6) 福祉サービス事業者支援

市内の福祉・介護サービス事業者に対し、人材育成や研修、情報提供等の支援を行い、地域活動と事業者をつなげるコーディネートを行います。

事業名	内 容	備 考
福祉事業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○多職種連携の会の運営支援・事務局担当 ○実践報告会、合同研修会の開催 ○社協広報誌を活用した情報提供・PR 活動 ○専門職による地域出前講座の開催 ○福祉人材の育成・確保についての協働 	

(7) 社会福祉法人のネットワークの構築・地域貢献推進

社会福祉法人が創意工夫し、多様な「地域における公益的な取り組み」が展開されるよう、地域の課題の共有や取り組みの協働化、地域と法人をつなぐ支援を行います。

事業名	内 容	備 考
【重】 社会福祉法人協議会（仮称）の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的動向やテーマ別の課題に対する取り組みの共有と検討（福祉人材の育成・確保、災害対策、福祉学習・啓発、介護保険制度・生活困窮者自立支援制度への対応、社会福祉法人としての社会貢献活動等） ・合同研修会、情報交換会（情報提供、意見交換等）の開催 	

(8) 地域福祉活動拠点の活用

周辺地域及び関係機関との連携・協働の中で市民の福祉拠点となる施設を運営します。地域福祉活動の拠点として小地域福祉活動やボランティア活動の支援、相談支援を行うとともに、介護保険サービスや介護予防事業、障害福祉サービスを実施し、市民の福祉ニーズに応える施設運営を行います。

事業名	内 容	備 考
活動拠点の管理 運営	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・あったかほーむかせの ・ほおずき作業所 ・寄ろ家うかの ・行く家のとせ ・いをぎの家 ・いきいき健康館 ・米原市指定管理施設の運営（・柏原福祉交流センター・北部デイサービスセンター・伊吹健康プラザ愛らんど・米原地域福祉センターゆめホール・西部デイサービスセンター・近江地域福祉センターやすらぎハウス） ○運営推進会議：各施設にて開催 ○地域交流事業：各施設にて地域と協働して実施 <ul style="list-style-type: none"> ・やすらぎハウスきずなフェスティバル（年1回） ・ゆめホールふれあい事業（年1回） ・きらめき交流まつり（11月） ・愛らんどいきいき健康クッキング（年2回） ・デイサービスセンターでの季節の祭り、保育所や小中学校等との交流 ・はびろ茶屋 ・子育て交流事業 ・近隣自治会等の活動への参加 ・息吹の奏（近隣施設等との共催） 	

(9) 善意銀行

地域の市民や企業団体から寄せられる善意を、市内で地域福祉推進に取り組む自治会や関係団体の活動を支えるための資金や、市民の暮らしの困りごとを支える財源として有効活用します。

事業名	内 容	備 考
善意銀行 の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○善意銀行の募集啓発および情報提供 ○寄付者の意向に基づく効果的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援物資提供事業 ・当事者団体支援事業（助成金） 	

(10) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動「じぶんの町を良くするしくみ」を進めます。

事業名	内 容	備 考
共同募金委員会の運営	○募金活動の強化 ・受配団体等と協働した募金活動の実施 ・社会貢献活動への参加の呼びかけと募金活動の啓発と強化 ○募金の配分 ・透明性の確保と啓発の強化 ・様々な地域福祉活動への幅広い配分	

3. 地域の福祉力を高める活動

(1) 小地域福祉活動（自治会単位）の推進

地域住民が地域の困りごとに気づき、支援を必要とする人への見守り活動や生活支援の取り組みを推進します。

○自治会における推進組織や小地域福祉活動におけるリーダーの役割を整理し提案します。

○市民が主体的に見守り・支え合い活動を進める上での機運を高めるとともに、組織化や活動を支援します。

事業名	内 容	備 考
小地域福祉活動の支援	○自治会長・民生委員・福祉委員等合同説明会 ○ご近所活動スキルアップ講座 ○地域福祉懇談会 ○見守りネットワーク会議【重】 ○火災報知器設置・点検事業 ○男性のためのいきいき料理教室 ○防火訪問 ○防災力向上のための取り組み ○福祉マップの作成、更新支援 ○備品・車両の貸し出し ○活動への相談支援と情報提供（一円玉を大切にす 運動など活動資金確保を含む） ○自治会ごとの担当職員の配置 ○補助金の交付	

(2) 地域支え合いセンター

自治会の範囲を超えて地域課題を共有し、解決に取り組む組織づくりについての協議の場をつります。また、地域やサービス事業者などが協働し、生活支援サービスの充実や認知症高齢者の見守り活動、地域から孤立をなくすための取り組みを推進します。

事業名	内 容	備 考
地域支え合い センター事業 ・ 生活支援サービ ス基盤整備事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域の協議体（まるごと交流会）の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や生活上の課題に対し、ボランティア活動者、市民、各種関係機関、事業者等が協議・検討する場の運営（資源・サービス開発、支援ネットワークづくり） ○自治会単位では解決・対応が困難な課題に対する広域的な連携・協議体についての検討 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者（自治会、福祉関係者、各種団体、企業、農林水産事業者、NPO、行政等）による広域の地域福祉推進組織設置に向けた協議【重】 ○支援ニーズの集約と活動・サービス等に関する情報の発信（情報収集・発信） <ul style="list-style-type: none"> ・地域カルテの整備 ・ウェブサイトの整備と運用、内容の充実 ○生活支援活動などに取り組む団体等の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援・活動調整 ・研修会、情報交換会の開催 ○買い物支援や移動支援など地域のニーズに合わせた広域の生活支援サービスの開発【重】 	

(3) ボランティアセンター

支援を必要とする人や地域、サービス事業所などからの声をもとに、ボランティアによる支援ニーズを把握し、必要な事業の企画とボランティアの養成を行うなど、ボランティア活動の推進と活動に関する調整を行います。

事業名	内 容	備 考
情報提供 ・活動調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動者の発掘と育成 ○ボランティア情報の整理と充実 ○企業、団体、福祉施設に対する啓発強化 ○テーマ、対象に応じた事業企画 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録一覧表の更新、配布 ・ホームページ、SNSを活用したタイムリーな情報発信 ・サテライト（掲示板等）の活用 ○ボランティア活動者・活動の機会に関する情報収集 	

事業名	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動のマッチング ○市ボランティア連協の運営支援 ○レイカディア大学、ルッチ大学との連携体制づくり 	
傾聴ボランティアの養成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○養成講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・相談や話しかけに必要な技術の習得 ・地域のニーズや状況、社会資源（相談窓口やサービス等）に対する理解 ・個人情報取り扱いに対する理解 ○傾聴ボランティアの活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・組織化に向けた運営支援（班体制への組織化） ・活動調整（施設、個人）の運営支援 ・相談機関、関係機関との連携 ・スキルアップ研修会の開催 	<p>養成講座 6月 (全4回) 定例会運営支援 (月1回)</p> <p>スキルアップ 研修会：9月</p>
音訳事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○音訳ボランティア養成講座の開催（初級者編、経験者編） ○音の広報発行事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市広報や議会だより、社協広報等の録音と発行 ・活動者への支援 	

（４）福祉学習・啓発

人権の尊重や支え合い活動の必要性を啓発し、地域共生社会の実現に向けた機運づくりや取り組みを推進します。

事業名	内 容	備 考
社会福祉大会	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉功労者表彰 ○支え合い活動表彰 ○市民や団体、事業所などによる地域福祉活動の発表や啓発 ○基調講演：福祉のまちづくり計画の進捗状況や概要について ○福祉のまちづくり計画策定委員会を中心とした分科会の企画、実施 ○ロビー展（ボランティア活動者・福祉事業所等の活動紹介） ○共同募金の啓発 	12月2日
福祉学習	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉学習連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・学校・関係機関・福祉活動団体・福祉事業者等の参画を得る ・情報交換と取り組みの検討 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉学習プログラムの提案・見直し ○各学校での福祉学習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者・活動団体、福祉事業所の参画を得て実施 ・地域の見守り、支え合い活動への参加 ○福祉体験学習の受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・本会各福祉拠点を活用した受け入れ ・市内福祉事業者による福祉体験の受け入れのための調整 ○出前講座 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や企業への開催の働きかけと実施 	
平和祈念式典	<ul style="list-style-type: none"> ○米原市・遺族会との合同事業 <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加による運営体制のもと、米原市が非核・平和都市宣言のまちであることを啓発する式典を開催する。 	

(5) 福祉介護人材の育成

地域の支え合いや生活支援サービスの担い手の育成をめざすとともに、質の高い介護人材が、市内の事業所に安定的に確保されるよう、社会福祉法人や介護事業所等と協働して、福祉・介護人材の育成に取り組みます。

事業名	内 容	備 考
認知症サポーターの養成 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポーター養成講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・学校（児童、生徒）向け講座の企画、実施 ・企業向け講座の企画、実施（対応方法のロールプレイ） ・市内の福祉事業所と連携した取り組みの実施 	
福祉現場での実習受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉専門職養成のための実習受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・実習の調整（市内各福祉現場） 	
介護職員初任者研修	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の福祉力の向上と、介護人材の確保と専門性の向上を目的に市内の介護事業所等と協働して研修会を開催する。 	7月～11月
介護職員初任者研修修了者フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○前年度までに介護職員初任者研修を修了した方に対して、介護技術等フォローアップ研修を行う。 	
障がい児者支援サポーター育成講座	<ul style="list-style-type: none"> ○育成講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者の特性や関わり方について理解を深め、障がい児者支援に携わる人材を育成する。 ○ボランティア登録、活動調整 <ul style="list-style-type: none"> ・講座終了後、ボランティア登録を経て、各活動団体・事業所からの依頼に応じマッチングを行う。 	講座開催 6月

4. 暮らしを支える活動

(1) 権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方などへの支援を行い、地域で安心してその人らしく生活できるよう支援します。

また、行政や関係機関、事業所などと連携して多様な権利擁護ニーズへの取り組みを進めます。

事業名	内 容	備 考
権利擁護センター (一部市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度・虐待等の相談窓口 成年後見制度や虐待のほか権利擁護全般に関するあらゆる相談に応じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・なんでも相談会の開催 ○成年後見申立支援 親族等の申し立て支援等を行い、制度の利用促進を図る。 ○権利擁護に関する普及・啓発 市民ならびに事業所・関係機関等に権利擁護に関する制度の普及・啓発活動を行う。 ○後見人等支援 親族後見人のほか、第三者後見人が、適切な後見活動ができるよう相談支援や研修の場の提供を行う。 ○関係機関のネットワーク構築 権利擁護に関する取り組みの普及や連携・調整を行う。 ○意思表示のための「暮らし方ノート」の普及・啓発 ○地域福祉権利擁護事業 <ul style="list-style-type: none"> ・暮らし全体のアセスメントと定期的なモニタリング・支援計画の見直しを行い、生活目標（支援目標）を共有したうえで認知症や障がいのある人への相談・生活支援を行う。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常の金銭管理 ・書類等の預かり ○法人後見事業 地域福祉権利擁護事業からの移行や随時対応が必要な人のほか、適切な後見人が見つからない場合などを対象に後見等を受任する。 	

(2) 介護保険事業

利用者が自らもつ能力を最大限に活かし、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護や医療、看護、リハビリテーション、さらに在宅生活を前提とした様々な生活支援と連携しながら、ひとり一人の心身機能の状態や生活環境に応じた専門的なケアを提供します。

また、利用者やその世帯が抱える生活課題にも着目し、各事業所が身近な相談窓口として気軽に相談できる関係づくりを進めるとともに、関連する機関と連携して課題の解決にあたります。

さらに、充足されないニーズや制度の狭間にあるニーズに対応するため、サービス提供体制の整備と強化を進め、支援内容の充実を図るとともに、ニーズに応じた新たなサービスの開発に取り組みます。

事業名	内 容	備 考
通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ○送迎、健康チェック、入浴及び食事、機能訓練、レクリエーション等のサービスを提供するとともに、生活相談や助言を行う。 ○要支援者等に生活機能向上のための機能訓練を行い、状態の維持・改善を図るとともに、個々の状態を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していく。(※総合事業通所介護) ○心身機能訓練等による生活機能の維持向上、認知症高齢者や重度の要介護者に対する対応力の強化、予防の視点による社会参加の促進など、「自立支援」に視点を置きながら、利用者が望む生活や自身の力を活かした介護の提供に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ職との連携による個別プログラムの作成と実施 ○身近な地域の福祉拠点として、相談機能の強化に取り組むとともに、介護予防の視点による場づくりを進める【重】 <ul style="list-style-type: none"> ・相談（介護／認知症）窓口の運営、地域への出張相談（出張カフェの開催など）の実施 ・家族介護者支援事業の実施 ・事業所を活用した場づくり（居場所／通い／活躍）と地域活動と連携する生活支援活動の実施 ○サービス提供体制（事業規模、人材確保、加算体制など）の整備とサービスの展開強化（機能の特化、機能の多機能化・複合化、専門性の高度化など）に関する検討を行い、支援ニーズに応じたサービス提供に取り組む。 	

	<p>【通常規模型：3事業所】</p> <p>西部デイサービスセンターきらめき デイサービスセンターゆめホール デイサービスセンター愛らんど</p> <p>【地域密着型：5事業所】</p> <p>デイサービスセンター寄ろ家うかの デイサービスセンター行こ家のとせ あったかほーむかせの 東部デイサービスセンターはびろ 北部デイサービスセンターきたで～</p>	
--	---	--

事業名	内 容	備 考
訪問介護事業	<p>○利用者宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。</p> <p>○専門的サービスが必要な要支援者等に、身体介護や生活援助を行うとともに、個々の状態を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していく。（※総合事業訪問介護）</p> <p>○重度要介護者の在宅生活の支援と家族介護者への支援の強化を目指し、医療やリハビリ等との連携を高める。</p> <p>○公的な制度やサービスでは応じることのできないニーズに対し、暮らしの安心を確保するためのサービスを提供する【重】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいよりそいサービス（制度外）」の見直しと拡充（通院等外出時の支援、服薬管理・安否確認のための見守り訪問、鍵の預かりなど） ・要支援相当の方の地域生活を支えるため、活動者向けのプログラムを提供するなど、地域の人材育成に取り組む。 ・「生活支援サービス研修」の企画と実施 <p>○支援の充実を図るため、サービス提供体制の整備を行う。（中重度者ケアや同性介護への対応など）</p> <p>【事業所】</p> <p>ヘルパーステーション米原近江 ヘルパーステーション山東伊吹</p>	

事業名	内 容	備 考
小規模多機能型 居宅介護事業	<p>○「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を柔軟に組み合わせたサービスを提供する。</p> <p>○利用者が暮らす地域との連携を図りながら、住み慣れた地域や自宅での生活を継続できるよう、地域の福祉拠点としての機能を発揮し、様々な場面で自立に向けた支援と介護者への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境改善と個別プログラム（役割づくりなど）の実施 ・相談機能の拡充（出張相談の実施など） ・介護（予防）講座の開催 ・災害時における地域との協力体制の構築 <p>○支援の充実を図るため、サービス提供体制の整備を行う（看取りへの対応など）</p> <p>【事業所】 いをぎの家</p>	

事業名	内 容	備 考
居宅介護支援事業	<p>○要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。</p> <p>○介護・福祉、医療やその他の生活支援サービス、家族、地域の支えあい活動やボランティア活動等を総合的にマネジメントする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ通信等の発行による支え合いネットワークの必要性の啓発 <p>○相談支援者の連携を強化し、関係機関と地域のネットワーク化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絆バトンの普及啓発、災害時要援護者支援体制の構築 <p>○介護者 OB への訪問活動 介護を終えられた方が社会的に孤立しないよう訪問活動を行う。</p> <p>【事業所】 ケアプランセンター米原市社会福祉協議会</p>	

(3) 介護予防事業

高齢者が要介護状態となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的に、生活機能の低下した高齢者に対し、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけます。運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけでなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、ひとり一人の生きがいや自己実現につながるプログラムを実施します。

事業名	内 容	備 考
日常生活支援 総合事業 (通所型サービスA)	○機能訓練の他、社会参加・交流の機会を設けるなど、自立した日常生活の確保に向けたプログラムを実施する。 【事業所】 西部デイサービスセンターきらめき デイサービスセンターゆめホール デイサービスセンター愛らんど	
高齢者筋力向上 トレーニング事業 (楽トレ事業)	○健康づくりと介護予防に向けた意識の高揚を図り、自主的かつ継続的な取組につながるよう支援する。 ・筋トレマシン講習会の開催（月1回／3会場） ・筋トレマシンの地域開放 ・健康教室（健康づくり、介護予防に関する講座）と体力測定（日頃の取組の評価）の実施（年3回） 【会場】 やすらぎハウス きらめきステーション 愛らんど	

(4) 障がい者福祉サービス

障がいのある人が、地域社会の一員として、地域で働き、暮らしていけるよう、関係機関と連携しながら、生活支援や就労支援に取り組みます。

サービス提供体制の見直し・強化に取り組み、支援内容の充実と質の向上を図るとともに、求められる支援ニーズに対し、新たなサービス開発に取り組みます。

事業名	内 容	備 考
障がい者相談支援 センター ほたる (一部米原市・長浜市 委託事業)	○障がい者（児）とその家族の地域での生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用、生活上の相談支援を行う。 また、サービス等利用計画の作成や継続的な評価を行い、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援する。	

事業名	内 容	備 考
障がい者 ホームヘルプ サービス	<p>○障がいのある利用者宅を訪問し、身体介護や家事援助、乗降介助を行うほか、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動の介護、その他生活全般にわたる援助を行う（居宅介護／重度訪問介護／行動援護／同行援護）</p> <p>○自立生活の支援を目的とした訪問・随時対応を実施する（※訪問介護事業における「ふれあいよりそいサービス（制度外）」の見直しの中で企画し、実施する。）【重】</p> <p>○サービス提供における専門性を高め、支援の充実を図るため、サービス提供体制を整備し強化する（訪問介護事業所（介護）との分離、中重度者ケアや同性介護への対応など）</p> <p>【事業所】 支援センター米原近江 支援センター山東伊吹</p>	

事業名	内 容	備 考
就労継続支援 B型事業	<p>○就労支援や社会参加の促進を目指し就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じてその知識と能力の向上に必要な訓練等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルショップ ・喫茶、駄菓子、花苗等の販売 ・企業内就労、企業の下請け作業など <p>○就労移行の促進と定着に向けた支援を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設外就労、施設外支援の促進（企業実習の機会の確保、家庭訪問等の就労定着サポートなど） <p>○ひとり一人の生活形態を考慮した移行支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢障がい者等に対するサービス移行支援 <p>○個別支援の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境の改善（視覚支援、個人スペースの確保など） <p>○サービス提供体制（事業規模、加算体制など）の整備とサービスの展開強化（定員、事業の多機能化・複合化、専門性の高度化など）に関する検討を行う。</p> <p>【事業所】 ほおずき作業所</p>	

事業名	内 容	備 考
地域生活支援事業	○移動支援事業 障がいのある方の外出等の移動に関わる援助を行う。 【事業所】 支援センター米原近江 支援センター山東伊吹 ○日中一時支援事業【重】 介護者の一時的な休息や就労支援のために、日中において障がいのある方の活動の場を確保する。 【事業所】 支援センター米原近江 支援センター山東伊吹 【サービス提供場所】 デイサービスセンター寄ろ家うかの 東部デイサービスセンターはびろ 自立応援アパート（仮）	

（5）子育て支援

親や家族、地域や関係機関が連携しながら、子どもの成長を促す様々な体験や交流・つながりづくりの場を創設するとともに、主体的な活動へ発展するよう支援します。

事業名	内 容	備 考
子育てサークル育成・支援	○子育てサークル育成講座 ・子育て支援センター等関係機関との連携 ○既存サークルの情報交換会 ○子育てサークルに関する情報発信	
遊びの広場	○子育て中の親同士、子ども同士の交流および情報交換の場の提供 （愛らんどキッズ、おもちゃであそぼ、親子ふれあい広場、子育てサロン）	

（6）放課後児童クラブ

子どもたちの思いをしっかりと受け止め、一人ひとりに応じた支援の充実を図り、保護者と支援員とが一緒になって、子どもたちが安全に安心して成長できる居場所づくりをすすめます。

また、ボランティアをはじめとした地域住民との関わりを深めながら、児童の健全な育ちを促します。

さらに、市内の他のクラブとも連携し、共に研修・研鑽を重ね、全体の質の向上をめざします。

事業名	内 容	備 考
放課後児童クラブ (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民、ボランティア、各種団体と協働する事業の企画と実施 ○保護者会との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議の開催、協働事業の実施 ○行政と連携した研修 【事業所】 げんきッズ坂田 げんきッズ息長	

(7) ファミリー・サポート・センター

子育てにおける相互援助活動を支援し、市民が安心して仕事と育児を両立できるまちをめざします。

事業名	内 容	備 考
ファミリー・サポート・センター事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○サポート会員と利用会員とによる相互援助活動（子どもの預かりおよび送迎等）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の広報、啓発 ・会員相互の援助活動の相談、調整、助言 ・会員の募集、登録および管理 ・サポート会員に対する研修の実施 ・安全対策の確保（マニュアル等の活用） ・子育て支援機関等との連絡調整 ・子育て支援団体等との協働による事業周知・登録促進・交流イベントの実施 	

(8) 生活応援事業（生活困窮者自立支援事業等）

社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱える方に対し、自立相談支援事業による生活再建に向けた相談支援と、就労準備支援事業による一般就労までの支援、家計相談支援による家計再建の支援を行います。また、生活自立のための訓練や社会参加の場の提供、一般就労になじめない方の新しい働き方の支援を行います。

子どもの貧困対策・子どもの育ちを支援する活動として、学習支援活動や社会交流活動を推進します。

事業名	内 容	備 考
自立相談支援事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の困りごとや不安を抱えている方に対して、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 	

事業名	内 容	備 考
就労準備支援事業 (市委託事業) ・ 被保護者就労準備 支援等事業 (市委託事業)	○本会の活動拠点やサービス事業を活用し、社会体験、就労体験の場を提供するとともに、地域活動や農林業とも連携を図り、地域での社会体験の場づくりをすすめる。 ・生活習慣確立のための支援 訪問活動や居場所の提供などにより、生活リズムづくりを支援する。 ・社会体験・社会参加活動支援 職場でのコミュニケーションが取れるよう、社会体験の場の提供を行い、コミュニケーション能力の向上を支援する。 ・就労体験・支援 就労体験の場の提供や、就職活動の知識や技法の習得を支援する。	
家計相談支援事業 (市委託事業)	○債権整理や家計に関する相談助言・支援、貸付のあっせん等を行う。	
就労訓練事業	○居場所の提供 居場所への参加を通じて生活習慣を整える支援を行う。 ○自立生活訓練 コミュニケーション力などの社会参加のスキル、日常生活を送るための社会生活スキルの向上を支援する。 ○中間就労(就労訓練事業) 一般就労になじめない方への支援を行う。	
【重】 子ども食堂 ・ 学習支援	○福祉教育連絡会議等で、ニーズの把握や連携を深める。 ○子ども食堂等、地域の活動を支援する。 ・活動費補助 ・情報交換会の開催 ○学習の機会が十分でない子どもに対して、学習の場を提供する。 ・市内福祉施設等を活用し、サポーターによる学習指導を行う。 ・社会交流の場として食事会等を実施する。	

事業名	内 容	備 考
要援護世帯等向け 歳末配分事業	○歳末たすけあい運動における個別配分事業 対象者：ひとり暮らし高齢者・身体障がい児者 知的障がい児者・精神障がい者 ひとり親世帯・低所得者世帯	
生活困窮者 物資提供事業 (フードバンク)	○制度やサービスを利用するまでの期間や、制度やサービスでは対応できないなどの理由で、生活に困窮している人を対象に、地域で不要になったものを集めるとともに善意銀行の活用により、必要な物資を確保し提供することで地域での生活を支援する。	

(9) 生活福祉資金貸付制度・一時援護資金貸付事業

低所得者や高齢者・障がいのある人等に対し、継続的な相談援助と資金の貸し付けやその他の制度の活用等を通じて、生活の維持・安定、経済的自立に向けた支援を行います。

事業名	内 容	備 考
生活福祉資金 貸付制度 (県社協委託・補助)	○民生委員等との連携による相談援助と資金貸付 (県社協からの受託) ・総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付 ○生活困窮者自立支援事業との連携	
一時援護資金 貸付事業	○民生委員等との連携による相談援助と資金貸付 ○生活困窮者自立支援事業との連携	

(10) その他の生活支援

既存の制度やサービスでは支えきれない生活ニーズに対し、新たなサービスを企画・実施し、支援を必要とする人の生きがいを高め、日常の生活を支援します。

事業名	内 容	備 考
外出支援 サービス事業 (市委託事業)	○公共の交通機関が利用できない人を対象に、リフト付き車両(福祉車両)を使用し、医療機関等への送迎を行う。	
高齢者生きがいバ ス運行業務 (市委託事業)	○高齢者の生きがいづくりのために開催される講座やふれあい交流事業等福祉活動の実施に伴う送迎	

事業名	内 容	備 考
緊急時預かりサービス	○緊急の事由により見守りや介護等ができない状態が生じた場合の預かりを実施し、暮らしの安心を確保する（24時間/365日対応） ・なじみ安心事業 ・緊急預かりサービス	
ふれあいよりそいサービス	○既存の制度やサービスで対応できない生活上のニーズに対する制度外サービスを提供する。 ・通院等外出時の支援 ・服薬確認や安否確認のための見守り訪問、障がい者の自立生活支援を目的とした訪問（定期/随時） ・鍵の預かり、など ※現行サービス（内容/料金など）の見直しと拡充を図る。	
【重】 地域生活応援事業	○障がい者等の地域で自立した生活に向けた活動の場が求められている中で、支援ニーズを集約し、食事・買い物・洗濯・掃除・入浴・宿泊などの生活体験、訓練の場を提供する。	
福祉機器貸出事業	○福祉機器（車椅子）の貸出 ・利用者の心身機能の維持向上と生活支援、介護者の介護負担の軽減	

5. 災害に強いまちづくり活動

(1) 災害支援体制の構築

災害時の支援活動について協議する場を設定し、それぞれが果たす役割の整理や情報の共有を行います。

また、関係機関、福祉事業者等と協働し、地域防災計画に基づく個別避難支援計画の作成に向けた地域の取り組みを支援します。

さらに、各事業所が、災害時の利用者の安否やサービス連携について確認し、被災状況に応じたサービスを速やかに提供できる体制を整備します。

事業名	内 容	備 考
災害時支援の連携構築	○福祉事業者との災害対策に関する協議 ・地域と事業者との連携および支援調整 ・利用者の安否確認やサービス連携	

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況に応じたサービスの提供方法、サービス再開 ○サービス事業所ごとの災害時対応マニュアルの作成 ○地域における個別避難支援計画の作成支援 	
--	---	--

(2) 災害ボランティアセンターの設置運営

被災者が抱える問題と活動ニーズとが的確に調整され、災害時に必要となる新たなボランティア活動の創設や地域との連携など、円滑な運営のための人材の養成と体制の整備を行います。

事業名	内 容	備 考
災害ボランティアセンターの設置運営	<ul style="list-style-type: none"> ○設置・運営訓練の実施とマニュアルの見直し・点検 <ul style="list-style-type: none"> ・市民、関係機関、事業所が参加する訓練（課題の集約と検証） ○雪害時の対応に関する訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業周知とボランティアの募集 ・対象地域の状況把握・活動調整 ・市や県災害ボランティアセンターとの連絡連携 ○運営サポーター募集の案内 <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座や、社会福祉大会等において実施 ○運営サポーターミーティング <ul style="list-style-type: none"> ・地域啓発、サポーター研修、訓練等 	

(3) 福祉避難所の運営体制整備

災害時に福祉避難所が円滑に運営できるよう、マニュアルの整備や備品等の準備、関係機関との情報共有、運営訓練を行います。

要配慮者の生活面や健康面、衛生面など避難所生活が安心して過ごせるよう要配慮者や関係機関が話し合える場づくりを行います。

事業名	内 容	備 考
福祉避難所運営体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○各福祉避難所に応じた運営マニュアルの整備 ○福祉避難所運営に関する研修会の開催 ○要配慮者（当事者）を交えた意見交換会の実施 ○指定福祉避難所間での情報交換会の開催 	

6. 推進体制の充実・強化

(1) 評議員会・理事会の運営

地域の実情や福祉に関する社会情勢を把握し、事業運営の進捗管理を行うとともに、法人運営の安定と発展に向けた方策、地域のニーズに応える事業展開について協議・検討します。

- 評議員会の開催（年3回）
- 評議員・役員研修の実施
- 理事会の開催（年6回）
- 理事委員会の開催（随時）

(2) 情報公開と監査機能の充実

法人情報等を広く市民に公開し、社会福祉協議会の透明性と公共性を確保します。

また、事業や予算執行の監査、執行機能の評価を行うとともに、内部チェックを実施し、事業の公正性を保ちます。また、事業利用者の利害関係についての適正化に対する監査を実施します。

- 法人情報・財務諸表の事務所での備え置きに加えインターネットでの公開
- 内部チェックの実施
 - ・監事による事業・会計監査（年2回）
 - ・法人後見事業に関する運営監視
- 会計・労務等に関する専門機関によるチェックと指導（通年）
- 福祉サービスに関する苦情解決事業
 - 苦情相談委員会（第3者委員会）による対応結果の確認（年2回）

(3) 会員・会費制度の普及促進

地域福祉の推進を図るため、市民や事業所、企業等に対し、社会福祉協議会への参加協力を求めるほか、法人運営に参加するための制度化を進めます。

- 啓発資料（パンフレット等）を活用した普及啓発活動

(4) 財政の健全化

補助金・委託金・会費・共同募金・寄付金等の充実を図り、財源の確保に努めます。さらに、財源・資金活用のルール化を進め、財源充当の明確化と適正化にも取り組みます。

また、介護・福祉事業を実施することで生じた収益を、新たな地域福祉事業開発のための資金として活用していきます。

- 善意銀行の有効活用
- 行政担当部署との連携（地域福祉推進に向けた事業・予算要望）
- 事業収益の1%を目標とした地域貢献的活動への資金活用 **【重】**

(5) 各種積立金の適正化

事業の安定的運営や地域福祉事業の開発を促進するため、目的別の目標額を定め、安定的な経営に向けた積み立てを行います。

- 事業運営積立金
- 施設整備費積立金
- 車輛購入積立金
- 事業開発積立金

(6) 人材育成と活用【重】

キャリアパス・研修制度を充実し、専門職としての資質向上に努めます。職員自らが、求められる資質を確認するための評価基準を定め、職員の働きがいと専門性を高めます。

- 研修制度の充実
 - ・階層別研修カリキュラムに基づく研修計画の作成と実施
 - ・新任職員育成プログラムの検討
 - ・職場内研究活動

- 評価制度の確立
 - ・業務目標管理制度の推進
 - ・職務表の見直し
 - ・評価制度の検討

- 処遇制度の見直し
 - ・職責や専門性に応じた給与体系の見直しと働きやすい環境づくり
(給与・各種手当・昇格昇給基準・職務表・休暇制度・復職制度 など)